

# 「保険が使える」にご用心!

火災・地震保険の請求を勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

台風・豪雨・  
大雪・地震などの  
自然災害の後に  
トラブルが多く  
なります。

トラブル  
1

## 甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は  
皆さんもらっていますよ。支払われた  
保険金の使い道は自由です。



100万円ももらえるの!?  
ぜひお願ひします!

保険金は手数料なしで  
申請いただけます。

えっ! そんなにサポートの  
手数料をとるの!?  
残ったお金では修理できないよ。



トラブル  
2

## 知らない間に詐欺に加担



被害診断から  
保険金の請求まで  
全てこちらに  
お任せください!



もともと古くなって  
壊れている箇所もあるけど、  
本当に任せていいいのかな…

うその理由で保険金請求すると  
詐欺に該当するおそれがあります。  
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する  
業者も存在します。



「保険が使える」と言わされたら!  
ご加入の「損害保険会社」か  
「損害保険代理店」に

# まず相談!

トラブル事例を  
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ  
「住宅の修理に関する  
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>





© 栃木県  
とちまるくん

栃木県のみなさまへ

# 台風、大雪、水害、地震など 相次ぐ自然災害で 住宅修理トラブル多発中!!

>>>>>>>> 「保険が使える」という住宅トラブルなどの相談 <<<<<<<<

**保険金が使って自己負担0円です。**

突然、リフォーム業者が訪問ってきて、「近所で工事をしているのでいさつに来た。お宅も屋根瓦がずれている。火災保険を使えば自己負担なく修理ができる。保険の申請はサポートする。」と勧められ申込書にサインした。保険金は支払われたが、工事は解約したいと告げたら高額な違約金を請求された。\*

**経年劣化も自然災害のせいにして保険金請求しちゃいましょう。**

保険金申請代行業者が来訪し、「雨どいが壊れているが、大雪で被害を受けたことにして保険金を請求できる。保険の申請は代行する。」と勧誘され契約したが不審だ。解約したい。\*

\* 栃木県内消費生活センターに寄せられた相談をもとに再構成



**消費者へのアドバイス**

- その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容をよく確認しましょう。
- 修理が必要な場合は、複数の業者から見積もりを取り検討しましょう。
- 保険の適用となるか、事前に加入している保険会社、代理店に相談しましょう。

**あれ?と思ったら、ご加入の保険会社、代理店や消費生活センターなどへご相談ください。**

**契約トラブルに関するご相談先**

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」  
**い や や  
188**  
身近な消費生活相談窓口につながります！

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）  
**0570-022808**  
受付日：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4 を除く）受付時間：午前 9 時 15 分～午後 5 時  
全国共通・話題交換料無料  
電話リレービジネス、P 電話からは  
03-4332-5241へおかけください

損害保険に関するご相談先  
保険詐欺の通報は  
こちらへ  
**ふ セ い  
は つ う ほ う  
0120-271-824**